



坂出市消防本部からお知らせです。



違反対象物に係る公表制度の実施について

2020年4月1日から、消防法令違反の建物をホームページに公表します。

【違反公表制度】

建物を利用される方自身が安全であることの判断ができるために、建物に重大な消防法令違反が認められる場合、その名称等を公表するものです。

【公表制度の対象となる建物】

多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物
劇場・映画館・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設など

【公表制度の対象となる違反】

義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）のいずれかが消防法令に違反して設置されていないもの。

【公表内容】

- ・建物の名称【例：〇〇ビル】
- ・所在地【例：〇〇市〇〇町〇-〇】
- ・違反の内容【例：自動火災報知設備の未設置】

【公表制度の根拠】

2019年3月29日に坂出市火災予防条例の一部が改正され、第48条「防火対象物の消防用設備等の状況の公表」の規定が追加されました。この規定により、重大な消防法令違反対象物を公表することとなりました。

【施行日】

2020年4月1日

【建物所有者のみなさまへ】

重大な違反はもとより火災予防上の不備がないように防火管理を適切に行ってください。また、建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

坂出市消防本部